

この頁より合計3ページにご回答の上、2頁で解説のウェブ回答、FAX等にてご返送下さい。

平成29年衆議院議員選挙に際して
LGBT（性的指向・性自認）をめぐる課題に関する
各立候補者の政策と考え方に関する調査<調査票>

平成29年10月
LGBT法連合会

立候補（予定）者のお名前（ 吉田 恭子 ） 所属政党（ 日本共産党 ）
（ 岩手1区 ）選挙区 ・ 比例区重複

連絡用お電話番号：

019-651-5881

問1 貴殿が今回の衆議院議員選挙に立候補される際の「個人の選挙公約」に、何らかのLGBT支援・権利確保政策は既に含まれていますか？将来はいかがでしょうか？（単独回答）

1. LGBTの課題として、既に含まれている
2. 様々な少数者の支援・権利確保を謳う中に含まれている
3. 将来入る可能性はある
4. 将来入る可能性はない
5. その他（具体的に： _____）

問2 個人としての、LGBT当事者への接し方について、お伺いします。ご家族や友人からLGBTであることを、もし告白（カミングアウト）されたら、あなたはどうかしますか？（複数回答可）

1. その人を尊重し応援したいと思う
2. 距離をおきたいと思う
3. 差別や偏見で苦勞するだろうから、異性愛者としてや、戸籍上の性別のままで生きるように諭す
4. 答えられない／分からない
5. その他（具体的に： _____）

問3 LGBT支援政策の下記の①～⑦の課題各々に関して、法制度や行政がどのように対応すべきか、ご自身のお考えを選択肢1～5から選び、ご記入下さい。

	法律で義務化し、全国的に普遍的な制度とするべきである	法律による具体的な規定せず、行政(省庁・自治体)の裁量によるべきである	現場の裁量にゆだねるべきである	わからない	その他/ 1-4から選択肢を選んだうえでの補足、等(自由回答)
① 性的指向・性自認と、LGBT当事者の直面する困難について、広く社会に教育・啓発を行う	1	2	3	4	5
② 学校教育において、多様な性を学習する事を通じて、LGBTへのいじめ・差別を防止する	1	2	3	4	5
③ 国・自治体の各レベルで、LGBT(性的指向・性自認に係る)の困難解消に向けた、基本計画を策定し実施する	1	2	3	4	5
④ 学校・職場における、LGBTへのいじめ・ハラスメントの防止体制を確立する	1	2	3	4	5
⑤ 困難を抱くLGBTに対する、相談・支援の仕組みを、学校・職場等に整備する	1	2	3	4	5
⑥ LGBTに対する(性的指向・性自認に係る)、差別や不利益取扱いを防止・禁止する法律やルールを制定する	1	2	3	4	5
⑦ 施設・職場・学校等にて、LGBTに配慮した、サービスや施設面の対応を推進する	1	2	3	4	5

問4 世界では、現在41の国と地域で同性婚が制度化され、他の多くの国・地域では同性間に適用できるパートナーシップ制度が広がっています。同性どうしの二人の場合、現行の日本の婚姻制度に当てはまらないため困難に陥る例が多く、異性間と同様・同等に、法的認知・サポートを受けられるようにする法制化を望む声が高まっています。どのような対応が望ましいとお考えですか？（複数回答可）

1. 同性間でも男女と同じ婚姻制度を適用できるようにすべきだ
2. 現在の婚姻に加えて、別途同性間だけのためのパートナーシップ制度を設けるべきだ
3. 現在の婚姻に加えて、（事実婚など異性間でも、）同性間でも利用できるパートナーシップ制度を設けるべきだ
4. 各自治体が、条例や首長のリーダーシップにて、同性間の関係を認知する宣誓・証明等を行う仕組みを広げていくべきだ（渋谷区、世田谷区、伊賀市、宝塚市、那覇市、札幌市等の例にならい）
5. こうした制度は異性間のものであるべきで特に必要ない
6. 答えられない／分からない
7. その他（具体的に： _____）

問5 貴殿が当選した暁には、様々な困難に直面するLGBT当事者を支援する為、ひとりの国会議員としてどのような事が出来るとお考えでしょうか？ ご自由にお書き下さい。これまでのご経験や実績を踏まえてお書きいただいても結構です。

（自由記述）

LGBT、SOGIについての施策が一定前進し、社会的な認知が広がってきたとはいえ、当事者がかかえる困難は依然として大きなものがあります。とくに、意図的な同性愛嫌悪も放置できませんが、性的マイノリティについて関心や知識がないことからくる差別と偏見にたいする当事者の苦痛はたいへんなものがあると考えます。

性的マイノリティの一人ひとりが、社会や地域、企業、学校のなかで自然な存在として溶け込み、そうしたなかで「ありのままの自分」を肯定できるようになるため、日本共産党は、民進党など当時の野党4党と共同で「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」を2016年5月27日、衆議院に提出しました。この法案は、性的指向や性自認を理由とする差別について、行政機関や事業者における「差別的取扱いの禁止」を定め、職場や学校などでの差別を解消する方策を盛り込み、実効性確保のために主務大臣が指導や勧告などをおこなうとしています。

上記の法案は、衆院解散で廃案となってしまいましたが、新しい国会で、与野党を問わず他の政党と協力し、法案提出・成立のために全力を尽くします。

* 質問は以上です。記入漏れがないか念のためご確認の上、ご返送下さい。ご多忙の中、ご協力いただき誠にありがとうございました。